

H30.02.09 島根県消費生活審議会資料

## 消費者教育の推進について

島根県環境生活総務課  
消費とくらしの安全室

### 消費者教育の制度的展開

|          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 昭和43年    | 消費者 <b>保護</b> 基本法 施行                 |
| 平成 元年    | 学習指導要領改訂（消費者教育導入）                    |
| 平成16年    | 消費者 <b>基本法</b> に改正（ <b>保護から自立へ</b> ） |
| 平成24年 4月 | 消費者教育推進会議<br>「消費者教育の推進のための課題と方向」     |
| 平成24年12月 | 消費者教育推進法 施行<br>※消費者庁・文部科学省共管法令       |

#### Q 「消費者教育」とは？

**A** 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。  
会社の経営者、サラリーマン、販売員、公務員、医者、学生、教師、テレビタレント…どんな職業をしている人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。

# 消費者教育の体系イメージマップ

| 各期の特徴             | 幼児期   | 小学生期                                  | 中学生期                                    | 高校生期   | 成人期  |   | Ver.1.0   |   |  |   |
|-------------------|---|---------------------------------------|---|--|--|---|---|---|--|---|
|                   | 親の支援を待たず、主体的に行動し、社会への責任を自覚し、トラブル解決方法の理解が深められる時期 | 主体的な行動、社会への責任を自覚し、トラブル解決方法の理解が深められる時期 | 行動の範囲が広がり、権利と責任を自覚し、トラブル解決方法の理解が深められる時期 | 生活を送る上で生活の管理の範囲が広がり、主体的な行動が深められる時期                 | 生活において自立を遂げる。消費者としての権利や義務を自覚し、主体的な行動が深められる時期 | 精神的、経済的に自立し、消費者としての権利や義務を自覚し、主体的な行動が深められる時期 | 高度の生活を営む。一人ひとりの消費行動が社会に与える影響に気づき、消費者としての責任を自覚し、主体的な行動が深められる時期 |   |  |   |
| <b>消費者市民社会の構築</b> | <b>消費者がもつ影響力の理解</b><br>お買い物や買い物に関心をもち、          | <b>持続可能な消費の実践</b><br>身の回りのもので大切にしよう   | <b>消費者の参画・協働</b><br>協力することの大切さを知ろう      | <b>商品安全の理解と危険を回避する能力</b><br>くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう | <b>トラブル対応能力</b><br>買ったことがあったら身近な人に話そう        | <b>選択し、契約することへの理解と覚悟</b><br>結果ややり取りをしよう     | <b>生活設計・管理する能力</b><br>欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう         | <b>情報の収集・処理・発信能力</b><br>身の回りのさまざまな情報を集めよう | <b>情報社会のルールや情報モラルの理解</b><br>自分や身近な人から知ろう | <b>消費生活情報に対する批判的思考力</b><br>身の回りのさまざまな情報に目を配ろう |
| <b>消費者市民社会の構築</b> | 身の回りのもので大切にしよう                                  | 身の回りのもので大切にしよう                        | 身の回りのもので大切にしよう                          | 身の回りのもので大切にしよう                                     | 身の回りのもので大切にしよう                               | 身の回りのもので大切にしよう                              | 身の回りのもので大切にしよう  | 身の回りのもので大切にしよう                            | 身の回りのもので大切にしよう                           |   |
| <b>商品等の安全</b>     | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                          | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                  | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                             | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                       | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                      | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう  | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                    | くらしの中の危険や、もの必要な買い方を知ろう                   |   |
| <b>生活の管理と契約</b>   | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう                 | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう       | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう         | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう                    | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう              | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう             | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう                               | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう           | 欲しいものがあっても必要かよく考え、時には我慢することを知ろう          |   |
| <b>情報とメディア</b>    | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                               | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                     | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                       | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                                  | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                            | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                           | 身の回りのさまざまな情報を集めよう   | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                         | 身の回りのさまざまな情報を集めよう                        |   |

## 2 消費者教育で扱うテーマ

### 消費者市民社会の構築

製品の選別や社会的責任を担うために主体的に行動する消費者の育成をめざします。一人ひとりの消費者が、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。

※消費者市民社会とは、消費者が、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。



### 生活の管理と契約

契約やルールを理解し、くらしを向上させ、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。

※消費者市民社会とは、消費者が、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。



### 商品等の安全

商品の安全への理解を深め、危険を回避する能力やトラブル対応力、適切な商品選択の能力を育成します。消費者が商品の安全をよく確認して購入し、不安や疑問を感じたときに事業者へ声を届けることにより、安全な商品が提供され、安心して商品が購入できる社会になります。



### 情報とメディア

自ら選んで商品を購入し、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。

※消費者市民社会とは、消費者が、自らの力をくらしを向上させ、互いに協力しあうことにより、持続可能な豊かな【消費者市民社会】を構築することができると考えます。



消費者庁作成「消費者教育の体系イメージマップ」の4つの重点領域をここでは4つのテーマとしています。

※神奈川県「消費者教育講師養成テキスト」より

# 消費者市民社会について

## 賢い消費者の三段階

**【第一段階】**  
消費者被害を避けることができる消費者



**【第二段階】**  
効率の良い買い物や生活をする消費者



**【第三段階】**  
社会全体のことを考えて行動する消費者



## Q 「消費者市民社会」とは？

**A** 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

消費者が大衆生産・大衆消費・大衆廃棄の経済の姿に流されて漂流する存在から、持続可能な社会、経済の実現に向けた取組り役となることです。(「消費者教育推進のための課題と方向」平成24年4月8日公表・消費者教育推進会議の報告より)

ethical consumers  
倫理的な消費者

- ◆ グリーン購入
- ◆ フェアトレード
- ◆ マイバッグ
- ◆ 地産地消 etc.



## 消費者教育の推進に関する法律の概要

| 目的(第1条)   | 国と地方の責務と実施事項   |   |
|---|--|---|
|   | 国  | 地方公共団体  |
| <p>消費者教育の総合的・一体的な推進</p> <p>国民の消費生活の安定・向上に寄与</p>   | <p><b>責務(第4条)</b></p> <p>消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施</p>   | <p><b>責務(第5条)</b></p> <p>団体の区域の社会的・経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)</p>  |
| <p><b>定義(第2条)</b></p> <p>『消費者教育』</p> <p>消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)</p> <p>『消費者市民社会』</p> <p>個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画</p>  | <p><b>財政上の措置(第6条)</b></p> <p>推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)</p>   | <p><b>経道府県消費者教育推進計画</b></p> <p><b>市町村消費者教育推進計画</b></p> <p>・基本方針を踏まえ策定(努力義務)</p>   |
| <p><b>基本理念(第3条)</b></p> <p>消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成</p> <p>主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援</p> <p>体系的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮</li> </ul> <p>効果的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場(学校、地域、家庭、職場)の特性に対応</li> <li>・多様な主体間の連携</li> <li>・消費者市民社会の形成に關し、多角的な情報を提供</li> <li>・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解</li> <li>・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携</li> </ul> | <p>消費者庁に設置(いわゆる8条機関)</p> <p>① 構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>② 基本方針の作成・変更に意見</p> <p>委員(内閣総理大臣任命)</p> <p>～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体、学識経験者等</p> <p>※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(第6条規定)</p>  | <p><b>消費者教育推進地域協議会(第20条)</b></p> <p>都道府県・市町村が組織(努力義務)</p> <p>① 構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</p> <p>② 推進計画の作成・変更に意見</p> <p>構成</p> <p>～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等</p> |
| <p><b>消費者団体(努力義務)(第8条)</b></p> <p>～自主的活動・協力</p> <p><b>事業者・事業者団体(努力義務)</b></p> <p>～施策への協力・自主的活動(第7条)</p> <p>～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)</p>   | <p><b>義務付け(国・地方)</b></p> <p>○学校における消費者教育の推進(第11条)</p> <p>発達段階に応じた教育機会確保、研修の充実、人材の活用</p> <p>○大学等における消費者教育の推進(第12条)</p> <p>学生等の被害防止のための啓発等</p> <p>○地域における消費者教育の推進(第13条)</p> <p>高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供</p> <p>○人材の育成等(第16条)</p> | <p><b>努力義務(国および地方)</b></p> <p>○教材の活用等(第15条)</p> <p>○調査研究(第17条)</p> <p>○情報の収集(第18条)</p>  |

※施行日：平成24年12月13日(公布日：平成24年9月22日)

**消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)** 平成25年4月28日 閣議決定

概要 平成25年度～29年度の5年間 平成25年6月  
国・地方、多様な担い手の推進

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)  
○内閣府大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。  
～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針の方向は誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進  
○手段は幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成担い手間の連携、情報共有の促進

**I 消費者教育の推進の意義**  
経済社会の変化 → グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化  
大量生産 大量消費 大量廃棄/大量買入れの拡大⇒消費行動の多様化  
消費者被害の多様化・複雑化 → ルールを知り、被害を防ぐ消費者の努力  
消費者被害の多様化・複雑化 → 持続可能な消費の実現、消費者の社会的役割の自覚

**II 消費者教育の推進の基本的な方向**  
○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定  
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有  
対象領域: 消費者市民、社会の情報、生活の管理と契約、情報とメディア  
各段階: 幼少期、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者  
消費者の特性・場の特性に応じた方法で施策  
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた関係機関の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を習得  
消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

○国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援  
○各主体の役割と連携・協働 地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)  
・国と地方公共団体  
・消費者行政と教育行政  
・地方公共団体と消費者団体、事業者団体  
○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進  
連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

**III 消費者教育の推進の内容及び実施体制**  
1 様々な場での推進  
・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)  
・地域社会(地域、草根)  
・職場

2 人材(担い手)の育成・活用  
・小・中・高校、大学の教職員  
・消費者団体、NPO、地域福祉関係者  
・事業者・事業者団体等  
・消費者

3 資源等  
・教材等の作成、活用  
・調査研究  
・情報収集・提供

行政各部署間、多様な担い手との連携  
消費者行政機関と教育行政機関、福祉関係機関、農工部局との連携  
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

消費生活センターを拠点化(消費者教育・人材育成)  
←国民生活センターが支援

コーディネーターの育成、活用  
多様な関係者のつなぎ役  
地域と学校のつなぎ役

効果的な情報提供方法の開発  
～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践  
消費者市民社会概念の研究・普及  
コーディネーターの育成/情報提供

消費者学習の原民的な運動  
多様な実践を牽引し、相互に連携・協働できる場の提供  
優れた活動を実施(消費者支援功労者表彰制度等)  
消費者教育の目的、適などの制定

**IV 関連する他の消費者施策との連携**  
1 安全・安心の確保  
2 自主的・自律的な選択の機会確保  
3 消費者意見の反映・透明性確保  
4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速な分析、原因究明  
⇒教材への反映  
食品と放射能に関する理解推進  
リスクコミュニケーションの強化  
食品表示の理解推進

**V 今後の消費者教育の計画的な推進**  
1 今後の推進方策  
・各都道府県・市町村での推進の支援  
・推進会議・小委員会での検討、施策への反映  
・専門委員・地域ごとの代表を任命

2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)  
・基本方針の見直し(中期的に3年を目途に見直し)  
・達成度の検証

各府県庁で今後実施の施策を  
取りまとめ(25年内目途)  
地方支援  
推進会議の地方展開  
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事務局の作成・説明会等での情報提供  
消費者教育推進のための指標化  
すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

**誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進**

○様々な場  
学校 家庭 職場 地域

○対象領域・生活のあらゆる領域  
消費者被害の撲滅  
・消費者がもつ影響力の理解  
・持続可能な消費の実現  
・消費者の参加意識  
消費者被害の撲滅  
・商品安全の理解と危険を回避する能力  
・トラブル対応能力  
生活の管理と契約  
・選択し、契約することへの理解と考える態度  
・生活を設計管理する能力  
メディア等  
・情報の収集・処理・発信能力  
・情報社会のルール・マナー等の理解  
・消費生活情報に対する批判的見識

○消費者の特性  
若年者、高齢者等年齢、性別、障害の有無、就労状況等

○各ライフステージでの体系的な実施  
幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に実施。その際、「消費者教育の体系イメージマップ」なども参考にした上、発達段階ごとの学習目標を整理、明確化。

**推進体制**  
幅広い主体が連携  
文部科学省 消費者庁 各種全国組織  
各省庁 消費者教育推進会議 消費者団体 事業者団体  
国民生活センター 福祉関係団体 等  
推進会議の地域開催  
都道府県・市町村 消費者教育推進地域協議会  
消費生活センター(消費者教育センター) 消費者教育・人材育成の拠点  
相談員 地方行政 消費者団体 事業者団体  
消費者行政 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
福祉部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
農工部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
学校・教職員 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員  
福祉部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員  
農工部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員  
学校・教職員 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員  
福祉部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員  
農工部局 消費者行政 消費者行政 消費者行政  
NPO コーディネーター  
民生委員

○(見て、聞いて) 読んで、自ら調べ「学ぶ」ことで「分かる」、これが基本。  
○(学んで、身につけて) 読んで、自ら調べ「学ぶ」ことで「分かる」、これが基本。  
○(学んで、身につけて) 読んで、自ら調べ「学ぶ」ことで「分かる」、これが基本。



## 平成29年度消費者教育関係事業

- (1) 消費者教育推進連絡会議（教科研究会・教委・消費室）
- (2) 消費者教育実践研究委託（成果を「すくすく消費者」に掲載）
- (3) 啓発資料の作成・配布
  - ① 「くらしのアドバイス」（高三生向け）
  - ② 「子どもたちも小さな消費者」（小六保護者向け）
  - ③ 「すくすく消費者」（教員向け）
- (4) 各種講座の開催
  - 消費者問題出前講座（要望に応じて学校・公民館などで開催）
  - 消費者リーダー育成講座（全4回の入門講座）
  - 消費生活相談員養成講座（全8回の受験対策講座）
- (5) 消費者教育担当教員研修会
  - 夏 国民生活センター講座への教員派遣（研究会推薦など）
  - 冬 派遣教員を講師とした県内フィードバック研修の実施

11

## 消費者教育推進地域協議会の運営

- (1) 委員間の情報交換
  - 【提案】 日常的な情報交換手段の構築  
(メールリストなど)
- (2) 他の消費者教育関係者との連携
  - 消費者教育推進会議との連携
  - 関連教育推進団体（例：金融広報委員会）との連携
- (3) 国基本方針「中間的見直し」の示す課題
  - 市町村による消費者教育推進の支援
  - 消費生活センターの消費者教育の拠点化
  - 消費者教育の担い手及びコーディネーター役の育成
  - 消費者市民社会教育の浸透

→次期「島根県消費者基本計画」に影響

12

## 第4期島根県消費者基本計画(抜粋)

### 《基本方針Ⅲ 消費者教育の推進》

#### 施策⑥ 消費生活情報の発信

消費者が自主的かつ合理的に行動し、消費者被害を未然に防止するためには、消費生活に関する正しい知識を習得することが重要です。

そのため、県では、ワンクリック請求やマルチ商法などの悪質商法、また、マイナンバー制度や医療費の還付金制度など、社会の仕組みを悪用した詐欺の手口等の最新の消費者問題に関する情報や、平成27年7月からスタートした「消費者ホットライン（最寄りの相談窓口を案内するシステム）＝188」をはじめとする消費生活相談窓口の情報を、様々な広報媒体を利用して、わかりやすく迅速に発信します。

また、毎年5月の消費者月間において広報啓発を集中的に行い、県民の消費者問題への関心を高めるとともに、消費生活に関する知識の普及に努めます。

#### 【個別指標・施策⑥】

| 指標名             | 前期目標値 | 現状(H26) | 目標(H31) |
|-----------------|-------|---------|---------|
| 消費生活に関する情報の提供回数 | —     | 486回    | 500回    |

※テレビ、新聞、ラジオ、ツイッター、フェイスブックによる情報提供回数

(テレビ、ラジオCMは1本につき1回とする)

#### 【事務事業・施策⑥】

| 事業名              | 事業内容   | 担当課                   |
|------------------|--|-----------------------|
| 消費者啓発推進事業        | 各種相談窓口（国民生活センター、県消費者センター、市町村相談窓口）の周知や消費者トラブルの未然・拡大防止を図るため、年齢や地域の特徴に応じて、テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の様々な広報媒体を利用して情報発信を行います。 | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 消費者問題出前講座事業      | 学校や公民館等に県消費者センターの相談員等を講師として派遣し、年齢に応じた相談事例や解決策のアドバイスを行います。  | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 青少年を健やかに育む意識向上事業 | 地域における青少年健全育成活動を一層進めるため、関係団体等との連携のもとに街頭キャンペーン、啓発資料配付等を通じて、青少年の健全育成に対する県民の意識の醸成を図ります。   | 青少年家庭課                |

## 施策⑦ 消費者教育の総合的・一体的推進

消費者教育は、知識を一方的に与えるのではなく、日常生活の中で実践的な能力を育み行動できる消費者の育成を目指して行われるものです。

消費者教育推進法では、自立した消費者の育成に加え、自らの消費行動が現在及び将来の世代にわたり社会経済及び地球環境に与える影響を自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する「消費者市民社会」の形成を目指して行います。

また、国の定めた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において、消費者教育の推進にあたっては、年齢や性別等の消費者の特性に配慮するとともに、学校、地域、職域等の様々な場において消費者教育を総合的・一体的に行っていくこととしています。

このため、県消費者センターを県内の消費者教育の推進役として位置付け、庁内関係課をはじめ、大学、公民館（コミュニティセンター）、弁護士会、金融広報委員会等の各関係団体と連携した消費者教育を推進します。

特に、相談員が日々の研鑽と相談対応の積み重ねにより修得した知識と経験を活かし、視覚と聴覚に訴える手法で被害の未然防止につなげる消費者問題出前講座を今後も積極的に開催します。

## 1 様々な場における消費者教育の推進

### (1) 学校における消費者教育の推進

#### ① 小学校、中学校、高等学校等における消費者教育

学校教育では、教育基本法や学校教育法の基本理念を踏まえ、学習指導要領に基づく児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、自立した消費者として成長するための基盤を培う消費者教育を実施しています。

たとえば、小学校では、家庭科において、物や金銭の大切さや計画的な使い方などの消費者教育を実施することになっています。

中学校では、社会科において、身近な消費生活を中心に経済活動の意義の理解や金融の仕組みを理解させること、また、技術・家庭科においては、消費者の基本的な権利と責任について理解させることなどの消費者教育を実施することになっています。

高等学校では、家庭科において、消費生活の現状と課題やこれからの消費生活の在り方などの消費者教育を実施することになっています。

今後、県では、学校において、児童・生徒の興味を引きつけ、関心が高まるような消費者教育が実施できるよう、身近な消費者トラブル事例を取り上げた教材を配布するなどの支援を行います。

特に、高校3年生には、進学や就職に伴い県外へ転出して初めて一人暮らしを経験したときに、消費者トラブルに巻き込まれないようにするための、パソコンやスマートフォンによる「ワンクリック請求」や「マルチ商法」など、若者が遭



しやすいトラブル事例と解決方法を紹介した啓発資料を配布します。

また、県内の高等学校等に向けて、トラブルの未然防止に効果がある消費者問題出前講座の活用を働きかけます。

## ② 大学・専門学校等における消費者教育

成年者と未成年者が混在する大学や専門学校においては、消費者の権利と責任が大きく変化することを踏まえ、社会的経験の浅い学生が安心して学生生活を送れるよう、入学ガイダンス等の早い段階で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが必要です。

また、平成27年6月に選挙権の年齢を18歳に引き下げる公職選挙法が改正されたことに伴い、民法の成人年齢も引き下げることが検討されています。

民法が改正された場合にはすべての大学生・専門学生は成人とされるため、さらに大学や専門学校等での消費者教育は重要なものとなります。

このため、県消費者センターによる学生や職員等を対象とした消費者問題出前講座や県金融広報委員会による金融講座などにより、大学や専門学校での消費者教育を支援します。

## (2) 地域における消費者教育の推進

学校における消費者教育のほか、成人になってから高齢期までの生涯にわたる消費者教育も必要であり、地域における取組みは重要です。

本県では、公民館やコミュニティセンターでの社会教育活動が盛んであり、地域の人々に身近な学習や交流の場として、消費者問題に関する普及・啓発を実施するなど大きな役割を果たしています。

また、市町村消費者問題研究会、消費生活協同組合やNPO団体などの消費者団体が行っている普及・啓発の取組みも地域における消費者教育を進めるうえで大変重要です。

このため、公民館や消費者団体などが開催する講座への講師派遣や、啓発冊子の配布を行うなど、連携して地域の消費者教育を推進します。

## (3) 家庭における消費者教育の推進

家庭において、子どもと保護者が一緒になって、金銭や物を大切に扱うことや、携帯電話・インターネットの適正な利用方法などについて話し合うことは、家庭でのルールづくりができるなど、幼児期からの消費者教育の一環として考えられます。

このため、保護者が子どもの消費者教育に活用できるパンフレット等を配布するなど、家庭における消費者教育を支援します。

#### (4) 職場における消費者教育の推進

就職して社会に出ると、自ら合理的に判断し行動することがますます求められます。特に被用者の場合は、消費者教育の学びの場が少なくなるため、事業者がその従業員に対して行う消費者教育は重要なものとなります。

このため、事業者が実施する社員研修に県消費者センターから講師を派遣するなど、職場での消費者教育を支援します。

## 2 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

### (1) 環境教育

環境教育は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づいて推進されており、その中でも持続可能な社会を実現するための視点を取り入れた環境教育の実践が特に重要となっています。

こうした環境教育は、持続可能な消費の実践を目指す消費者教育と関わりが深いことから、庁内関係課と連携した消費者教育を推進します。

### (2) 食育

食育は、食育基本法や国の食育基本計画、また、島根県食育推進計画に基づいて推進されています。

食育の取組みの中で、食に関するマナーの習得、食への感謝の念、食品ロスの削減、地産地消の推進などの取組みは、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育の課題でもあります。

また、質の良い食品の選択や適切な食生活を行うことは、食品の安全性などに関する知識を深めることになり、消費者教育と密接な関係があることから、庁内関係課と連携した消費者教育を推進します。

### (3) 法教育

法教育は、法律の専門家ではない一般の方が、法や司法制度などを理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育のことです。

法教育の一部には、契約自由の原則<sup>\*4</sup>や私的自治の原則<sup>\*4</sup>など、消費活動の前提となる身近な法律の理解も含まれていることから、法教育は消費者が自立した消費生活を営むために大切なものです。

このため、弁護士会、大学等が実施する法教育と連携した消費者教育を推進します。

※4 ①契約自由の原則について

契約を当事者の自由にまかせ、国家はこれに干渉してはならないとする原則

②私的自治の原則について

私人間の法律関係（権利義務の関係を成立させること）は、一切自主的決定にまかせ、国家が干渉してはならないとする原則

#### (4) 金融教育

金融教育は、県民一人一人が、金融リテラシー（金融に関する知識・判断力）を身につけ、金融や経済の知識だけでなく、家計管理や将来の資金を確保するための長期的な生活設計を行う習慣や能力を身につけるための教育のことです。

また、保険商品やローン商品等の金融商品を利用するときの適切な知識について理解することも、金融教育の一部です。

これらの知識は、自立した消費生活を営むうえで必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素といえます。

このため、島根県金融広報委員会が実施する金融教育と連携した消費者教育を推進します。

#### 【個別指標・施策⑦】

| 指 標 名             | 前期目標値 | 現状 (H26) | 目標 (H31) |
|-------------------|-------|----------|----------|
| 消費生活に関する出前講座の実施回数 | —     | 109回     | 170回     |
| 学校における消費者教育の実践研究数 | 5団体   | 3団体      | 5団体      |

#### 【事務事業・施策⑦】

| 事業名                            | 事業内容  | 担当課                   |
|--------------------------------|---|-----------------------|
| 消費者教育実践研究委託事業                  | 消費者教育の技術向上のため、学校教育で消費者教育を行う各教科研究会に対して消費者教育の手法等の研究を委託し、その成果物を県内の全教員に配布します。   | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 消費者問題出前講座事業【再掲】                | 学校や公民館等に県消費者センターの相談員等を講師として派遣し、年齢に応じた相談事例や解決策のアドバイスを行います。   | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 出前講座講師派遣バンク事業                  | 消費者リーダー育成講座の修了生や相談員等を消費者問題出前講座の講師として登録し、県が実施する出前講座に派遣します。   | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 環境や社会問題に配慮した消費活動の普及(エシカル消費の普及) | 消費者が地球環境やフェアトレード、食品ロスに配慮した行動を行い、持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」の実現に向けて、環境への負担の少ないライフスタイル等を促進する啓発資料の作成・配布やホームページによる情報提供を行います。 | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |
| 金融広報委員会事務                      | 県民が健全で合理的な家計運営を実現できるように、島根県金融広報委員会と連携して、金融に関する広報または消費者教育を実施します。   | 環境生活総務課<br>消費とくらしの安全室 |

| 事業名                         | 事業内容  | 担当課   |
|-----------------------------|---|-------|
| 児童生徒、保護者を対象とした金銭・金融教育研究指定事業 | 児童生徒に適切な金銭感覚を育てる場として、小中学校において保護者や島根県金融広報委員会と協力して金銭・金融教育を行います。   | 教育指導課 |
| 小中学校における消費者教育推進のための支援       | 各小中学校が教育活動全体を通じて消費者教育が実施されるよう、消費者教育の全体計画を作成し、消費者教育の指導の充実を目指すとともに、指導主事の派遣等により、授業研究等の校内研修の充実を支援します。                                 | 教育指導課 |
| 高等学校及び特別支援学校における消費者教育の充実    | 高等学校では、公民科、家庭科などの授業において、消費生活の現状と課題やこれからの消費生活の在り方、消費者の自立と支援などを指導します。<br>また、生徒の実情に応じ、外部講師や教員による消費生活セミナー等を実施します。                     | 教育指導課 |
| 家庭教育支援体制整備事業                | 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供など、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に自覚するとともに、お互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で家庭教育を支援する体制を整備します。                       | 社会教育課 |
| 実証！「地域力」醸成プログラム             | 地域の課題解決に向けて住民を巻き込み、主体的な学習・実践活動に結び付ける「地域力」を醸成することで、時代の変化と共に起こる様々な社会や地域の課題、問題解決につながる公民館等の取組みを支援します。                                 | 社会教育課 |
| 食育活動を通じた食の安全に関する意識の向上       | 島根県食育・食の安全推進協議会や、地域における啓発活動を通じて「食の安全」に関する各種情報の提供を行います。  | 健康推進課 |
| 地域の情報リテラシー向上                | 県民が安全にインターネットを利用できるよう、公民館等の住民に身近な場所で、基本操作や情報セキュリティについて学習できる環境の整備を行い、情報リテラシーの向上を図ります。  | 情報政策課 |
| しまねこども環境学習推進事業              | 島根県における次代の環境保全を担う人材を育成するため、現場での体験学習等を通じて子どもたちの環境に配慮する意識を高めます。また、産業廃棄物にウエイトを置いた環境教育を推進する中学校、高等学校、特別支援学校に対して、その活動費を助成し環境教育の場を提供します。 | 環境政策課 |

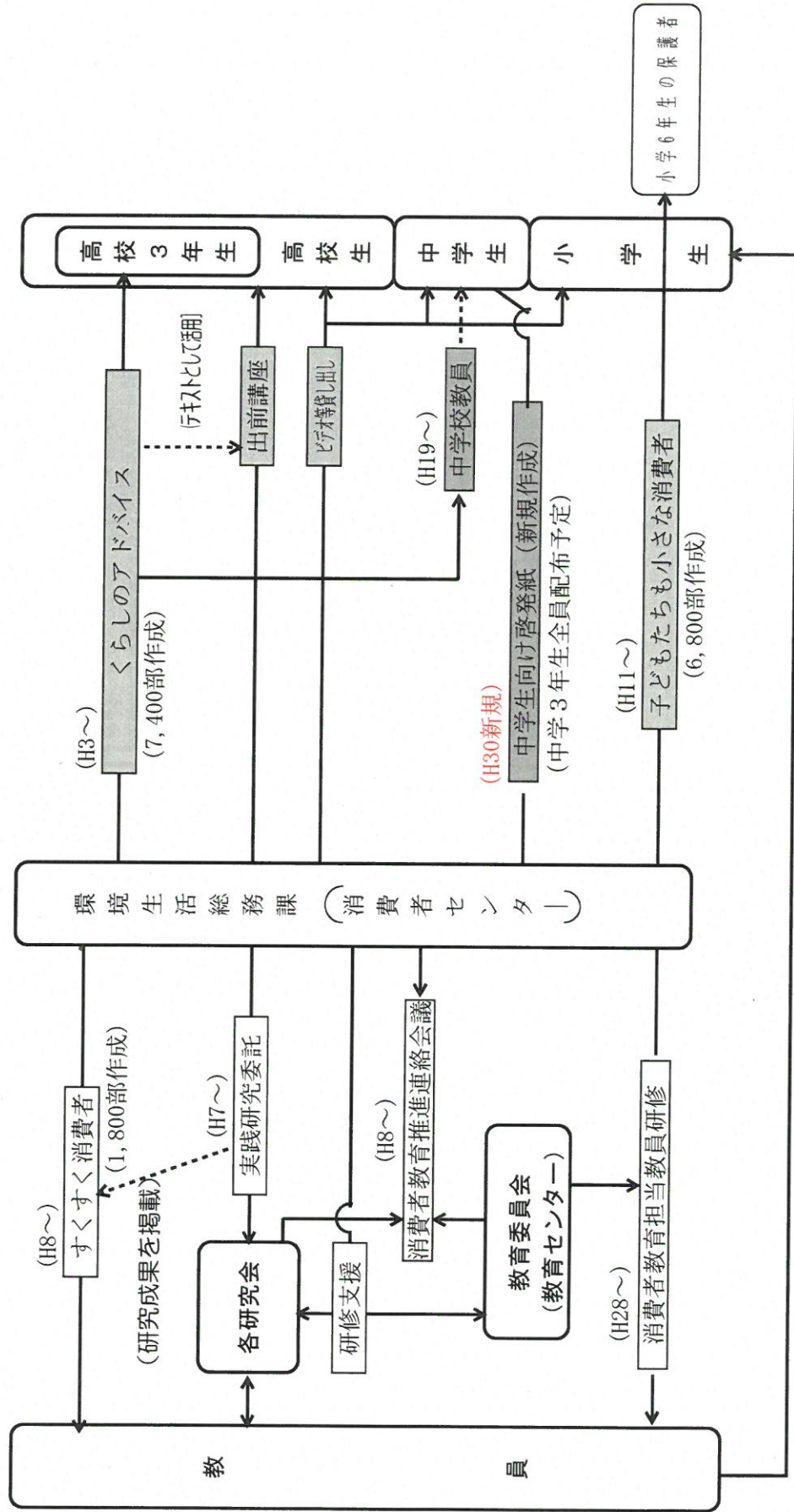
| 事業名                | 事業内容  | 担当課           |
|--------------------|---|---------------|
| 「環境守る農業宣言」<br>推進事業 | 農業者が現行から一歩進んだ環境負荷軽減に寄与する農法に取り組むことを、消費者においてもそれを支持する宣言を行い、環境にやさしい農業の推進と県土の保全について共通認識に立つことにより、県民あげて『環境農業』の推進を図ります。 | 農産園芸課         |
| 高齢者被害防止対策<br>事業    | 高齢化率の高い地域を「悪質商法等撃退モデル地区」に指定し、防犯講習等を実施して、消費者被害の未然防止を図ります。  | 県警生活安全<br>企画課 |

平成29年度消費者教育担当教員研修会 開催要項

1. 目的 消費者教育関係教科（技術・家庭科、公民科、商業科など）の教育に携わる教員に対し、消費者教育の最新の視点を学ぶ機会を提供し、もって学校における消費者教育の推進を図る。
2. 対象者 主として高等学校・特別支援学校高等部・高等専門学校等において消費者教育関係教科の教育に携わる教員。他教科教員や中学校教員で消費者教育に関心のある者も受講可。
3. 日時 平成30年2月14日（水）10時～16時
4. 会場 県出雲合同庁舎601会議室（出雲市大津町1139）
5. 内容 教師として学ぶ消費者教育  
講義①「いま消費者教育が熱い！ ひとつづくり消費者教育論」  
島根県消費とくらしの安全室企画員 福頼尚志  
講義②「消費者委員会ワーキンググループ報告書に見る成年年齢引下げへの懸念と、若者に多い消費者トラブル」  
島根県消費者センター消費生活相談員 遠藤紀子  
講義③「持続可能な社会のための消費者市民教育」  
島根県立出雲工業高等学校教諭 錦織教子  
講義④「消費者庁作成教材『社会への扉』と教科学習への活用」  
島根県教育庁教育指導課指導主事 青木利積  
ワークショップ「レッツ・クリティカルシンキング！」  
※上記は予定であり、変更になる可能性があります。
6. 定員 20名程度 ※応募多数の場合は選考を行う場合があります。
7. 申込方法 しまね電子申請サービスによる（申込期限：2月7日（水））  
※<https://s-kantan.com/pref-shimane-u/> から手続名「消費者教育」で検索してください。しまね電子申請サービスを利用できない環境の方は、下記担当者までお電話でお申し込みください。
8. その他 研修旅費は参加者所属校の負担を原則としますが、予算の不足などから主催者（県環境生活総務課）予算による対応を希望する場合は、上記申込時にその旨の申請をしてください。

主催：島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室 担当：福頼<sup>ふくより</sup>（0852-22-5103）

# 学校における消費者教育支援



各期の特徴

様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期

主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期

行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期

生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期

生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期

精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期

周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期

重点領域

消費者市民社会の構築

消費がもつ影響力の理解

おつかいや買い物に関心を持つ

消費をめぐり物と金銭の流れを考えよう

消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮し行動しよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮し行動しよう

生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考慮し行動しよう

消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響を考慮することの大切さを伝えよう

持続可能な消費の実践

身の回りのものを大切にしよう

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう

消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう

持続可能な社会を目指し、ライフスタイルを探そう

持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう

持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう

持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう

消費者の参画・協働

協力することの大切さを知ろう

身近な消費者問題に目を向けよう

身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう

身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう

消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう

地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

商品等の安全

商品安全の理解と危険回避する能力

くらしの中の危険や、ものの安全な使い方を知ろう

危険を回避し、物を安全に使う手を知ろう

危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう

安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう

安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう

安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらう

安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう

トラブル対応能力

困ったことがあったら身近な人に伝えよう

困ったことがあったら身近な人に相談しよう

販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう

トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう

トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう

トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう

支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう

生活の管理と契約

選択し、契約することへの理解と考える態度

約束やきまりを守ろう

物の選び方、買い方を考え、通期に購入しよう

商品を選択し、契約することを知り、よりよい契約の仕方を考えよう

適切な意思決定に基づいて行動しよう

契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう

契約とそそのルールを理解し、くらしに活かそう

契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう

生活を設計・管理する能力

欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう

物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう

消費に関する生活管理の技能を活用しよう

主体的に生活設計を立ててみよう

生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう

経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう

生活環境の変化に対応し、支え合いながら生活を管理しよう

情報の収集・処理・発信能力

身の回りのさまざまな情報に気づこう

消費に関する情報の集め方や活用の方を知ろう

消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう

情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう

情報と情報技術を活用し、情報と情報技術を通じて情報と情報技術を活用しよう

情報と情報技術を通じて情報と情報技術を活用しよう

支え合いながら情報と情報技術を通じて情報と情報技術を活用しよう

情報社会のルールや情報モラルの理解

自分や家族を大切にしよう

自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう

著作権や発信した情報への責任を知ろう

望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう

情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう

トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう

支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう

消費生活情報に対する批判的思考力

身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう

消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう

消費生活情報の評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう

消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう

消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう

消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう

支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。